解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年三月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十五日

神奈川県横浜市中区扇町一―二―一

神奈川県管工事業厚生年金基金

清算人　金子　繁夫

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年三月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十五日

滋賀県大津市京町四丁目三番三三号

滋賀県医療機関厚生年金基金

代表清算人　間嶋　孝

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年七月二十九日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、平成二十八年三月十六日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十五日

神戸市垂水区星陵台五丁目一番二号

医療法人社団坂口歯科医院

清算人　坂口　斐子

解散公告（第三回）

当厚生年金基金は、平成二十八年三月十八日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十五日

徳島県徳島市北田宮二丁目一四番五〇号

徳島県トラック厚生年金基金

代表清算人　門田　征士

配当公告

三重県四日市市浜町三番一四号

破産者　永光電材株式会社

右の者に対する津地方裁判所四日市支部平成二十七年（フ）第一八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一九三、三四六、四九四円

一、配当することのできる金額

金一九、七五二、九二四円

平成二十八年四月十五日

三重県四日市市三栄町四番九号コーポタルトク一階

破産管財人　渡辺　伸二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県郡山市熱海町熱海五丁目一六三番地、最後の住所本籍と同じ

被相続人　亡　橋本　**咎**子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十五日

福島県須賀川市東町六二番一一正五ビル

細川卓也法律事務所

相続財産管理人　弁護士　細川　卓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県会津若松市天寧寺町七番二〇号

被相続人　亡　宮下　正之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十五日

福島県会津若松市天寧寺町七番二〇号

相続財産管理人　小池　美恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市星が丘二丁目二〇六六番地三、最後の住所栃木県宇都宮市松が峰二丁目六番三号ヴィラホーエー二〇一

被相続人　亡　大山惠美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十五日

栃木県宇都宮市東宿郷三丁目一番九号あかねビル九階小菅・島薗法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小菅　拓郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県みどり市大間々町桐原九四九番地

被相続人　亡　深澤　政江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十五日

群馬県桐生市巴町二丁目一八二一番地根岸ビル二階

相続財産管理人　弁護士　白田　佳充

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市上青木西一丁目六番、最後の住所埼玉県川口市上青木西一丁目六番七―七二五号

被相続人　亡　阿部　政昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十五日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七―一二―四

ニチモビル浦和四階　大倉浩法律事務所

相続財産管理人　弁護士　金　英功

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一一七番地三、最後の住所埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一一七番地三　オーベル大宮東宮原三〇八号室

被相続人　亡　長澤　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十五日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七―一―四

細田屋ビル二階　工藤啓介法律事務所

相続財産管理人　弁護士　工藤　啓介

債務引受に係るお知らせ

中日本高速道路株式会社第51回、第52回及び第55回社債の債権者各位

中日本高速道路株式会社第51回、第52回及び第55回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）につきましては、平成二十八年三月三十一日付で、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を行い、中日本高速道路株式会社と連帯して弁済の責めを負うことになり、社債管理者は、右記社債にかかる管理委託契約の関連条項を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承認したことを確認いたしましたのでお知らせいたします。

平成二十八年四月十五日

神奈川県横浜市西区高島一丁目一番二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理　事　長　勢山　**廣**直

愛知県名古屋市中区錦二丁目十八番十九号

中日本高速道路株式会社

代表取締役社長　宮池　克人

第47期決算公告

平成28年3月24日　札幌市中央区南4条西13丁目2番28号

クレードル興農株式会社

代表取締役　山岸義三郎

貸借対照表の要旨　（平成27年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,659,589	流動負債	1,386,606
固定資産	359,401	固定負債	226,614
有形固定資産	345,776	（うち退職給付引当金）	(112,488)
無形固定資産	1,438	（うち役員退職慰労引当金）	(9,113)
投資その他の資産	12,187	**負債合計**	**1,613,220**
		株主資本	405,770
		資本金	396,300
		利益剰余金	9,470
		その他利益剰余金	9,470
		（うち当期純利益）	(51,011)
		純資産合計	**405,770**
資産合計	**2,018,991**	**負債・純資産合計**	**2,018,991**